

**発明の新規性喪失の例外規定
の適用を受けるための出願人の手引き**

平成22年3月

特許庁

目次

1. 「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」 の利用にあたって	1
2. 発明の新規性喪失の例外規定（第30条）の適用を受けるための手続的要件	2
2.1 「特許を受ける権利を有する者が発明を公開した時から6月以内に特許出願すること」	3
2.2 「特許出願時に新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする 旨を記載した書面を提出すること」	3
2.3 「当該出願の日から30日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の 適用の要件を満たすことを証明する書面を提出すること」	3
3. 第4項に規定された「証明する書面」について	4
3.1 「証明する書面」として提出する証明書の概要	5
3.2 書面A『公開の事実』欄の記載要領と書面Bの例　－要件1、2－	6
3.2.1 試験を行った場合（第1項）	6
3.2.2 刊行物に発表した場合（第1項）	6
3.2.3 電気通信回線を通じて発表した場合（第1項）	7
3.2.4 特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において 文書をもって発表した場合（第1項）	7
3.2.5 政府等が開設する博覧会、政府等以外の者が開設する博覧会であって 特許庁長官が指定するもの、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国 の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会、 又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない 国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会 であって特許庁長官が指定するものに出品した場合（第3項）	8
3.3 書面A『特許を受ける権利の承継の事実』欄の記載要領　－要件3－	9
3.3.1 特許を受ける権利の承継について（⑤）の記載要領	10
3.3.2 特許を受ける権利を有する者と公開者の関係について（⑥）の記載要領	11
4. その他の留意事項	12
4.1 「証明する書面」が外国語で書かれている場合	12
4.2 発明が意に反して第29条第1項各号の一に 該当する発明に至った場合（第30条第2項）	12
4.3 優先権主張を伴う出願の場合	12
4.4 分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願の場合	12
4.5 特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の場合	13
4.6 実用新案登録出願における考案の新規性喪失の例外規定	13
4.7 第4項に規定された「証明する書面」の考え方	13
「証明する書面」書面Aの 見本	14
「証明する書面」書面Aの 記載例1	15
「証明する書面」書面Aの 記載例2	17
「証明する書面」書面Aの 記載例3	19
「証明する書面」書面Aの 記載例4	21
「証明する書面」書面Aの 記載例5	23
「証明する書面」書面Aの 記載例6	25
「証明する書面」書面Aの 記載例7	27
「証明する書面」書面Aの 記載例8	29

<手引きの内容に関する問い合わせ>

特許庁特許審査第一部調整課審査基準室

電話：03-3581-1101 内線3112

E-mail：PA2A10@jpo.go.jp

1. 「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」の利用にあたって

わが国の特許制度においては、特許出願より前に公開された発明は原則として特許を受けることはできません。しかし、刊行物への論文発表等によって自らの発明を公開した後に、その発明について特許出願をしても一切特許を受けることができないとすることは、発明者にとって酷な場合もあり、また、産業の発達への寄与という特許法の趣旨にもそぐわないといえます。

このことから、特許法では、特定の条件の下で発明を自ら公開し、その後に特許出願した場合には、先の自らの公開によってその発明の新規性が喪失しないものとして取り扱う規定、すなわち発明の新規性喪失の例外規定（特許法第30条）が設けられています。

この「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」（以下、「手引き」といいます。）では、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるために必要な手続が具体的に説明されています。当該規定の適用を受けようとする場合には、「手引き」をお読みになった上で、所定の手続を行ってください。なお、「手引き」は平成18年10月に公表された後、平成22年3月に内容を拡充する改訂を行っておりますが、平成12年1月1日以降の特許出願について適用されるものです。

また、「[発明の新規性喪失の例外規定についてのQ & A集](#)」も公表しておりますので、そちらも参照してください。（「Q & A集」の関連項目は「手引き」右欄に記載しています。）

この規定はあくまでも冒頭に示した原則に対する例外規定であることに留意する必要があります。仮にこの規定の適用を受けたとしても、例えば、第三者が同じ発明について先に特許出願していた場合や先に公開していた場合には、特許を受けることができません。

また、海外への出願を予定している場合には、各国の新規性喪失の例外規定にも留意する必要があります。各国の国内法令によっては、自らの公開により、その国において特許を受けることができなくなる可能性もありますのでご注意ください。

特許法第30条

特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、第一項と同様とする。

4 第一項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明が第一項又は前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

2. 発明の新規性喪失の例外規定（第30条）の適用を受けるための手続的要件

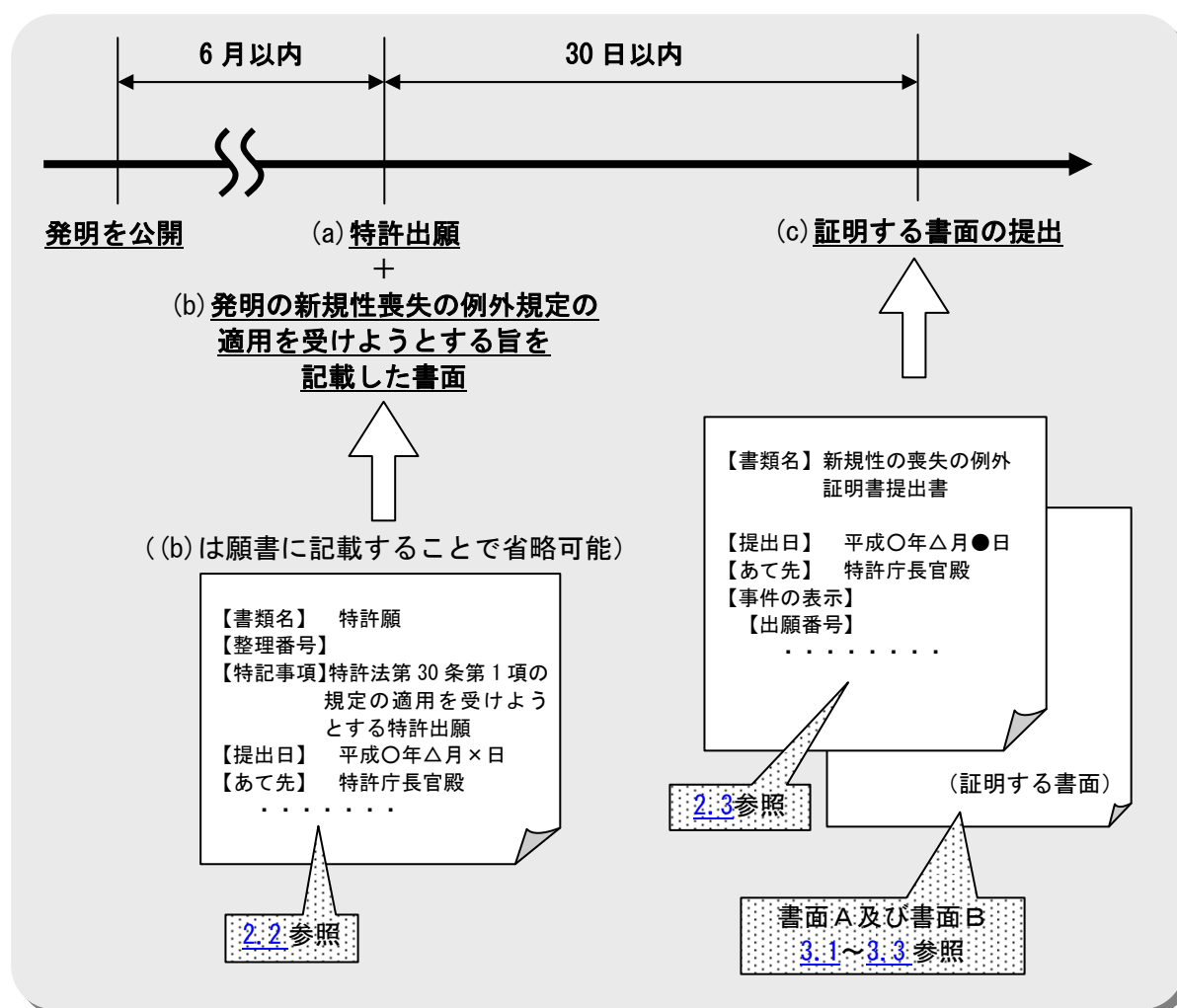
この「手引き」では、特許法第30条第1項（以下、「第1項」といいます）に規定される試験又は発表、特許法第30条第3項（以下、「第3項」といいます）に規定される出品について、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続を中心に説明します。

特許法第30条第2項の規定に関しては、[\[4.2\]](#) をお読みください。

この「手引き」では第1項に規定される試験及び発表と第3項に規定される出品を総称して「公開」ということがあります。

第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする特許出願人は、次に挙げる(a)～(c)の三つの手続を行う必要があります。

- (a) 特許を受ける権利を有する者が発明を公開した日から6月以内に特許出願すること（第1項又は第3項）
- (b) 特許出願時に発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を提出すること（特許法第30条第4項（以下、「第4項」といいます））
- (c) 当該特許出願の日から30日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことを証明する書面を提出すること（第4項）



2.1 「特許を受ける権利を有する者が発明を公開した日から6月以内に特許出願すること」

「Q&A集」
関連項目
[Q2.1各項](#)

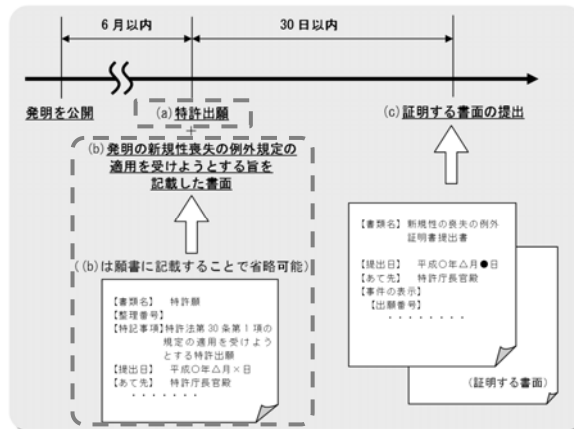
第1項又は第3項に規定される公開によって、発明が第29条第1項各号に該当するに至った日（新規性を喪失した日）から6月以内に特許出願してください。

2.2 「特許出願時に発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を提出すること」

「Q&A集」
関連項目
[Q2.2各項](#)

第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を、特許出願と同時に特許庁長官に提出してください（第4項）。

なお、特許出願の願書にその旨を記載することにより、この書面の提出を省略することができます（特許法施行規則第27条の4、様式26の備考参照）。ただし、オンライン手続で特許出願を行う場合は、必ず特許出願の願書にその旨を記録して行わなければなりません。（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第12条）。



【参考】特許出願の「特許願」の作成要領

(<http://www.jpo.go.jp/toiawase/faq/yokuar08.htm>)

【書類名】	特許願
【整理番号】
【特記事項】	特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする特許出願
【提出日】	平成○年○月○日
【あて先】	特許庁長官殿

(特許法第30条第1項の規定を受けようとする場合)

※第1項及び第3項の規定の適用を共に受けようとする場合、願書の【特記事項】の欄には「特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記載し、次に行を改めて「特許法第30条第3項の規定の適用を受けようとする特許出願」と続けて記載してください。

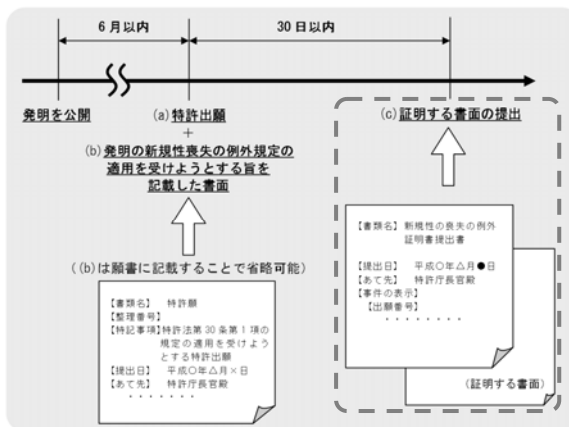
(記載例)

【特記事項】 特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする特許出願
特許法第30条第3項の規定の適用を受けようとする特許出願

2.3 「当該特許出願の日から 30 日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことを証明する書面を提出すること」

特許出願の日から 30 日以内に、新規性を喪失した発明が第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面（以下、「証明する書面」といいます。）を提出してください（第 4 項）。「証明する書面」の詳細については、『[3. 第 4 項に規定された「証明する書面」について](#)』を参照してください。

提出の際には、特許法施行規則様式第 34 に沿って作成した「新規性の喪失の例外証明書提出書」に当該「証明する書面」を添付して提出してください。



【参考】特許法施行規則様式第 34 「新規性の喪失の例外証明書提出書」の記載例

<p>【書類名】 新規性の喪失の例外証明書提出書 【提出日】 平成〇年〇月〇日 【あて先】 特許庁長官殿 【事件の表示】 【出願番号】・・・・・・・・ 【提出者】 【識別番号】・・・・・・・・ 【住所又は居所】・・・・・・・・ 【氏名又は名称】・・・・・・・・ 【代理人】 【識別番号】・・・・・・・・ 【住所又は居所】・・・・・・・・ 【氏名又は名称】・・・・・・・・ 【刊行物等】・・・・・・・・ 【提出物件の目録】 【物件名】発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書 【物件名】研究集会の発表プログラムのコピー 【物件名】・・・・・・・・ [3.1]でいう書面 A</p>	<p>様式第 34 の〔備考〕（抜粋） 「【刊行物等】」の欄には、特許法第 30 条第 1 項の適用を受けようとする場合において、試験を行ったときは、試験を行った日及び場所を記載し、刊行物に発表したときは、発行者名、刊行物名、巻数、号数及び発行年月日を記載し、電気通信回線を通じて発表したときは、掲載年月日及び掲載アドレスを記載し、学術団体の研究集会において文書をもって発表したときは、研究集会名、主催者名及び開催日を記載する。特許法第 30 条第 3 項の適用を受けようとする場合には、博覧会名、主催者名及び開催日を記載する。</p> <p>※公開が複数である場合は【刊行物等】の欄には、その公開の内容ごとに、行を改めて記載してください。また、2 以上の証明書を添付するときは、【提出物件の目録】の欄に複数の【物件名】の欄を設け、証明書名を記載してください。</p>
---	---

3. 第4項に規定された「証明する書面」について

第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする特許出願人は、以下の三つの要件が満たされることを「証明する書面」によって証明する必要があります。

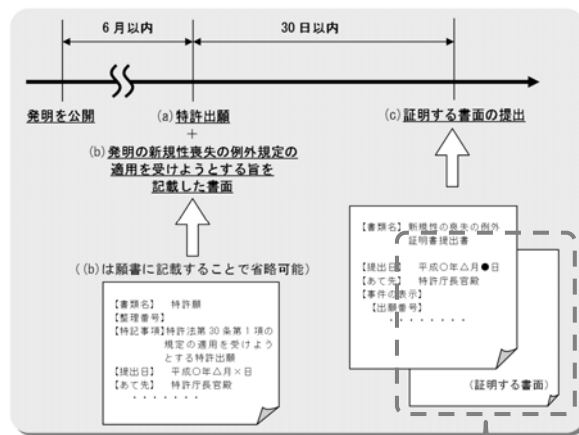
- 要件1：発明を公開した日から6月以内に特許出願をしたこと
- 要件2：発明の新規性喪失の事由が第1項又は第3項に規定された公開であること
- 要件3：特許を受ける権利を有する者が公開し、その者が特許出願をしたこと

3.1 「証明する書面」として提出する書面の概要

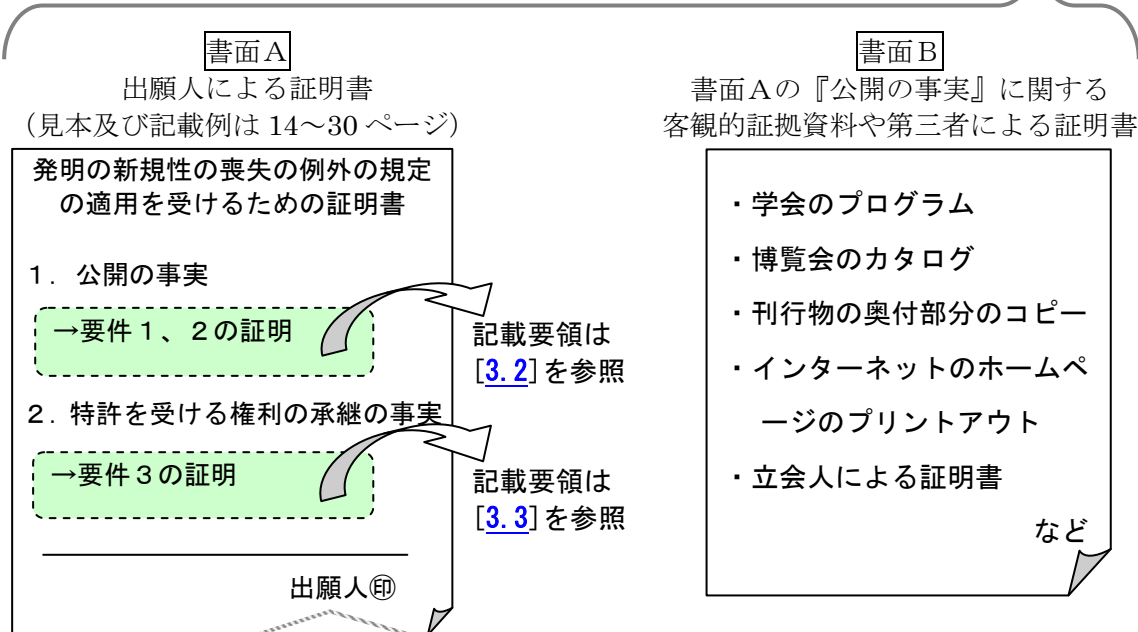
要件1～3を満たすことを証明するための「証明する書面」として、下図に示した書面A及び書面Bを提出してください。
※書面Aや書面Bといった見出しは不要です。

書面A及びBは一枚の証明書とは限らず、複数枚にわたる場合もあります([4.7]に記載されるように、証明する書面の形式は法定されていません)。

また、複数枚にわたる場合、割印は不要です。



「Q&A集」
関連項目
Q3.1 各項



- ・出願人（共同出願の場合には出願人全員）による記名捺印又は署名をしてください。
- ・出願人による証明が必要ですので、出願人以外の発明者・公開者・代理人による記名捺印又は署名では認められません。
- ・特許庁に届出がなされている印である必要はありません。
- ・記名捺印は「識別ラベル」を貼付することで代用することはできません。
- ・共同出願の場合の書面Aは、同一内容で各出願人が個別に記名捺印又は署名した別々の書面でも構いません。

(1) 要件1及び2を満たすことの証明

「発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書」と題した書面Aにおいて、『1. 公開の事実』の欄を設けて、公開の事実について記載してください（記載要領は [\[3.2\]](#) 参照）。

それとともに、書面B（書面Aに記載された公開の事実についての証拠資料）として、学会の発表プログラム、博覧会の出品カタログ、刊行物の奥付部分のコピー、インターネットのホームページのプリントアウト、試験立会人による証明書等を提出してください。（具体例は [\[3.2.1\]](#) ～ [\[3.2.5\]](#) 参照）

(2) 要件3を満たすことの証明

上記(1)同様に書面Aにおいて『2. 特許を受ける権利の承継の事実』の欄を設けて、特許を受ける権利を有する者と当該権利の承継について記載してください（記載要領は [\[3.3\]](#) 参照）。

事実在即して記載されていれば、権利譲渡書等の提出は必要ありません。

3.2 書面A『公開の事実』欄の記載要領と書面Bの例 ー要件1、2ー

「Q&A集」
関連項目
[Q3.2 各項](#)

発明を公開した日から6月以内に特許出願をしたこと（要件1）、発明の新規性喪失の事由が第1項又は第3項に規定された公開であること（要件2）を証明するために、公開の事実を特定するために必要な事項を書面Aに記載し、それらの事項を示した証明書（客観的証拠資料や第三者による証明書）を書面Bとして提出してください。具体的には以下の通りです。

3.2.1 試験を行った場合（第1項）

「Q&A集」
関連項目
[Q3.2.1 各項](#)
[Q3.2 各項](#)
[Q3.2.4-h](#)

(1) 書面Aに記載する事項

- ①試験を行った日
- ②試験を行った場所
- ③試験を行った者の氏名
- ④試験内容（証明する対象を特定する程度の説明）

[記載例1](#)も参照

(2) 書面Bの例

上記①～④の事項を示した証明書を提出してください。例えば、立会人等による証明書が挙げられます。

（留意事項）

非公開で試験が行われた場合は、発明が新規性を喪失していないため、第1項の規定の適用を受けることはできません。

3.2.2 刊行物に発表した場合（第1項）

(1) 書面Aに記載する事項

- ①刊行物名、巻数、号数

- ②発行日（実際に発行・頒布された日）
- ③発行所
- ④該当ページ
- ⑤公開者（著者）名
- ⑥発明の内容（証明する対象を特定する程度の説明。例：タイトル）

(2) 書面Bの例

上記①～⑥の事項が示された証明書を提出してください。例えば、上記①～③及び⑤が掲載された奥付ページ等及び上記④及び⑥が掲載された目次ページ（発明が実際に記載された最初のページでも可）のコピーが挙げられます。公開の事実が証明されれば十分ですので、刊行物の全文のコピーは必ずしも必要ありません。

（留意事項）

「刊行物」とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体を指し、頒布された場所や言語は問いません。また、CD-ROMによる公開も刊行物に発表したこととして取り扱われます。その場合、CD-ROMのラベル面に上記①～⑥の事項が記載されていれば、そのラベル面のコピーを書面Bとして提出してください。また、ラベル面に記載されていない必要事項については、記録された情報の中でそれが記載された該当箇所のプリントアウトを提出してください。

刊行物中に上記①～⑥のいずれかの記載がない場合、例えば発行日の記載がない場合には、当該記載がない項目についての発行所による証明書も書面Bとして必要です。

刊行物はその奥付に記載された発行日より前に公衆に頒布されており、かつその頒布された日を出願人が知っている場合には、その頒布日を②の欄に記載するとともに、奥付に記載された発行日を付記してください（※）。なお、その場合には公衆に頒布された日から6月以内に特許出願を行ってください。

（※）記載例『②頒布日 平成18年7月23日（発行日 平成18年7月30日）』

3.2.3 電気通信回線を通じて発表した場合（第1項）

(1) 書面Aに記載する事項

- ①発明を掲載したホームページのアドレス（URL）
- ②発明の掲載日（発明をインターネット上に公開した日）
- ③公開者名
- ④発明の内容（証明する対象を特定する程度の説明。例：タイトル）

(2) 書面Bの例

上記①～④の事項を示した証明書を提出してください。例えば、発明を発表したホームページにおいて、上記①～④が掲載されたページをプリントアウトしたものが挙げられます。

（留意事項）

特許・実用新案審査基準「[第II部第5章 インターネット等の情報の先行技術としての取扱い](#)」も参考にしてください。電気通信回線を通じた発表の場合は、掲載された情報の改変が容易であることから、証明書に記載されている日に発明が公開されていたか否かについて、疑義が生じるケースが多いといえます。したがって、疑義が極めて低いと考えられるホームページ（注）を除いては、その公開した情報に関して掲載、保全等に権限又は責任を有する者による証明書を添付してください。

（注）表示されている掲載日時とその内容のとおりに掲載されていたことについて、疑義が極めて低いと考えられるホームページの例

「Q&A集」
関連項目
[Q3.2.2各項](#)
[Q3.2各項](#)
[Q2-c](#)
[Q3.2.3-b](#)
[Q3.2.4-a](#)
[Q3.2.4-c](#)
[Q3.2.4-h](#)

[記載例2～4](#)
も参照

「Q&A集」
関連項目
[Q3.2.3各項](#)
[Q3.2各項](#)
[Q3.2.4-h](#)

[記載例5.6](#)
も参照

- ・刊行物等を長年出版している出版社のホームページ
- ・学術機関のホームページ
- ・国際機関のホームページ
- ・公的機関のホームページ

3.2.4 特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表した場合（第1項）

(1) 書面Aに記載する事項

- ①研究集会名
- ②主催者名
- ③開催日（発明を発表した日）
- ④開催場所
- ⑤文書の種類
- ⑥公開者名
- ⑦発明の内容（証明する対象を特定する程度の説明。例：タイトル）

(2) 書面Bの例

上記①～④、⑥及び⑦の事項を示した証明書を提出してください。例えば、学会開催案内のコピーや学会発表プログラム冊子のコピーが挙げられます。公開の事実が証明されれば十分ですので、スライドやOHP等の全文のコピーは通常必要ありません。

（留意事項）

特許庁長官が指定する学術団体については、特許庁ホームページを参照してください。（URL：<http://www.jpo.go.jp/torikumi/30jyou/30jyou2/dantai.htm>）

「開催」とは主催に限らず共催も含まれます。共催者の少なくとも一つが「特許庁長官が指定する学術団体」であれば結構です。一方、後援や協賛は「開催」には該当しません。

「特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会」には、指定された学術団体の支部が開催する場合も認められます。特許庁長官の指定を受けている学術団体が開催する研究集会であれば、開催地が国内国外いずれであっても認められます。特許庁長官の指定を受けた大学において、その学部、学科、研究室又は大学院等で論文発表会等の研究集会が行われた場合には、当該指定を受けた大学が開催した旨の証明書が提出されれば、「特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会」と認められます。

「文書」には、発明等の記載された紙片だけでなく、スライド、パネル、ポスター、OHP等も含まれ、それらが配布されていることは要しません。プレゼンテーションソフトによって発表した際のプレゼンテーションデータや、発表の基礎とした1部しかない原稿であっても「文書」と認められます。なお通常、学会発表に先立って発行された予稿集は [\[3.2.2\]](#) の刊行物に該当します。

3.2.5 政府等が開設する博覧会、政府等以外の者が開設する博覧会であって特許庁長官が指定するもの、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であって特許庁長官が指定するものに出品した場合（第3項）

(1) 書面Aに記載する事項

- ①博覧会名

「Q&A集」
関連項目
[Q3.2.4 各項](#)
[Q3.2 各項](#)
[Q3.2.2-a](#)

[記載例7](#) も参照

「Q&A集」
関連項目
[Q3.2 各項](#)
[Q3.2.4-g](#)
[Q3.2.4-h](#)
[Q3.2.4-i](#)

[記載例8](#) も参照

- ②主催者名
- ③開設日（発明を出品した日）
- ④開設場所
- ⑤出品者名
- ⑥出品されたものの内容（証明する対象を特定する程度の説明。例：タイトル）

(2) 書面Bの例

上記①～⑥の事項を示した証明書を提出してください。例えば、博覧会のプログラムのコピー、出品物のカタログやパンフレットのコピー、出品ブースで出品物が展示されていたことがわかる写真等が挙げられます。

(留意事項)

特許庁長官が指定する博覧会については、特許庁ホームページを参照してください。(URL：<http://www.jpo.go.jp/torikumi/30jyou/30jyou2/hakuran.htm>)

「開設」とは主催に限らず共催も含まれます。一方、後援や協賛は「開設」には該当しません。

政府若しくは地方公共団体（政府等）が開設する博覧会以外の博覧会については、特許庁長官の指定が必要です。[\[3.2.4\]](#)と異なり、特許庁長官の指定は開設団体ではなく博覧会そのものを対象としている点に注意が必要です。

3.3 書面A『特許を受ける権利の承継の事実』欄の記載要領 一要件3一

特許法第30条に「特許を受ける権利を有する者が…発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明は…」と規定されるように、発明の新規性喪失の例外規定の対象となる公開とは「特許を受ける権利を有する者」による公開です。

したがって、発明者・出願人・公開者のいずれかが一致しないようであれば、公開時の「特許を受ける権利を有する者」が明らかではなくなるため、それらの関係を説明する必要があります。

具体的には、「特許を受ける権利を有する者」が公開し、その者（又は権利を承継した者）が特許出願をしたことを証明するために、次の項目について記載してください。

- ①公開された発明の発明者
- ②公開された発明の公開時における特許を受ける権利を有する者
- ③特許出願人
- ④実際に公開を行った者
- ⑤特許を受ける権利の承継について
- ⑥特許を受ける権利を有する者と公開者との関係について

なお、事実に即して記載すれば、権利譲渡書等の添付は必要ありません。

(留意事項)

特許を受ける権利の承継の事実において、「特許出願人」については、特許出願の願書に記載された特許出願人と一致している必要があります。また、「実際に公開を行った者」については、先の[\[3.2.1\]](#)～[\[3.2.5\]](#)で証明された試験を行った者、公開者又は出品者と一致する必要があります。

また、要件3を満たすためには以下の点に留意してください。

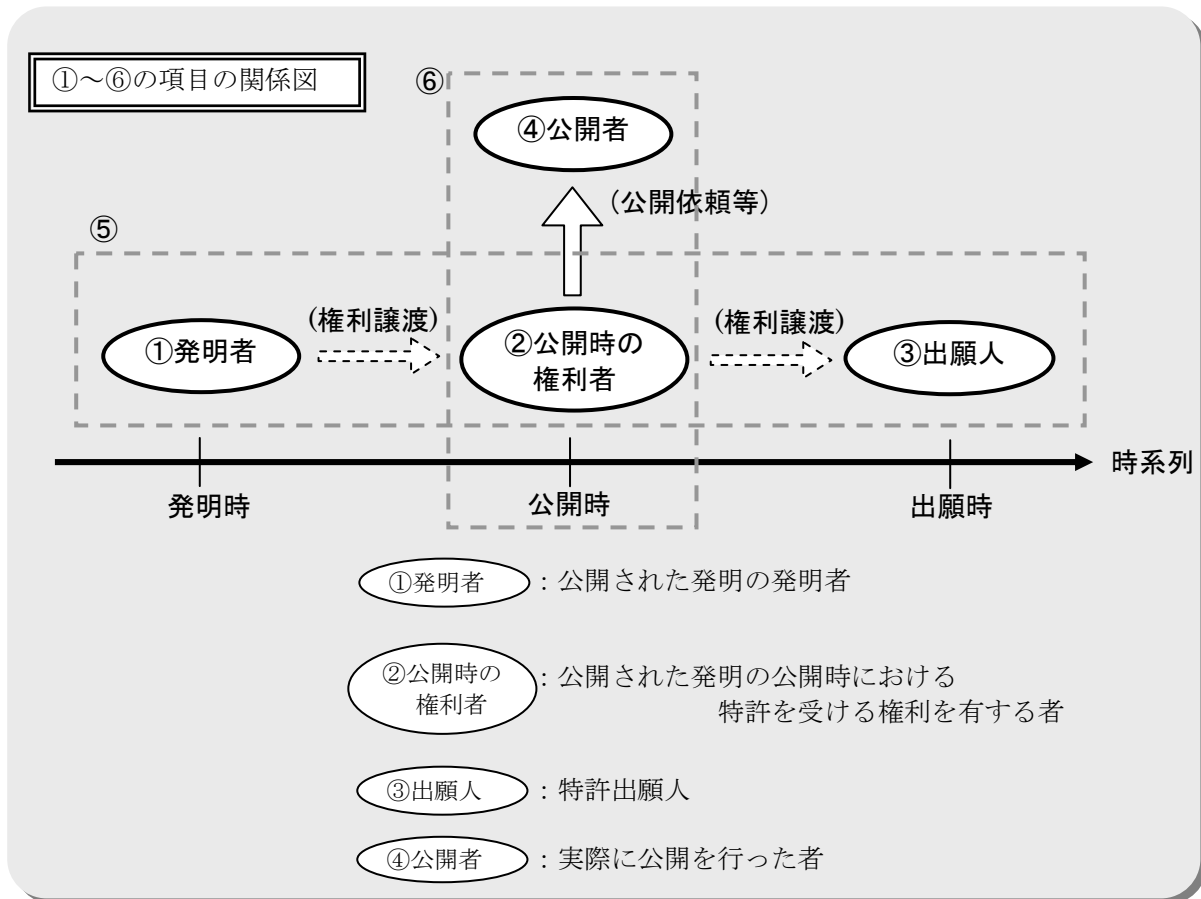
- ・⑤について、公開時の権利者及び出願人がそれぞれ公開時及び特許出願時において特許を

「Q&A集」
関連項目
[Q3.3各項](#)

[各記載例](#)も参照

受ける権利を有することが証明される必要があります。

- ・⑥について、公開時の権利者と公開者が異なっている場合（一部の者だけ一致している場合も含む）には、公開時の権利者（全員）が主体的に公開をしたものと同視し得る状況にあったことが証明される必要があります。ここで、公開時の権利者（全員）が主体的に公開したものと同視し得るとは、例えば、公開時の権利者（全員）の意思に基づき依頼を受けた者や代表者が公開を行った状況が挙げられます。



3.3.1 特許を受ける権利の承継について（⑤）の記載要領

発明時から特許出願時までの間に特許を受ける権利の譲渡が行われる場合があり、このような場合でも、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。したがって、発明者、公開時の権利者及び出願人は必ずしも同一人である必要はありませんが、特許を受ける権利の承継については証明される必要がありますので、⑤として発明者を起点として、公開時の権利者を経て出願人に至るまでの（①→②→③）当該特許を受ける権利の承継の事実を記載してください。（以下の例参照）

⑤の記載においては、権利譲渡日、公開日及び出願日はいずれも省略することができます。

【例1】①②③が全て一致している（全員が同一）ケース

『公開の事実に記載の発表により公開された発明は、甲によって発明されたものであり、その後公開時の平成〇年〇月〇日を経て、特許出願時の平成△年△月△日に至るまで、特許を受ける権利は甲が保持していた。』

※なお、このケースについては⑤の記載を省略することができます。

「Q&A集」
関連項目
[Q3.3.1各項](#)

[各記載例](#)も参照

【例 2】②③が一致しており、①と②③が一致していないケース

『公開の事実に記載の発表により公開された発明は、甲によって発明されたものであり、平成×年×月×日に当該発明に係る特許を受ける権利は甲から乙に譲渡され、公開時の平成○年○月○日において、乙は当該発明についての特許を受ける権利を保有していた。』

その後、平成△年△月△日に乙は特許出願を行った。』

【例 3】①②が一致しており、①②と③が一致していないケース

『公開の事実に記載の発表により公開された発明は、甲によって発明されたものであり、公開時の平成○年○月○日において、甲は当該発明についての特許を受ける権利を保有していた。』

平成×年×月×日に当該発明に係る特許を受ける権利は、甲から乙に譲渡され、その後平成△年△月△日に乙は特許出願を行った。』

【例 4】①、②及び③がすべて一致していないケース

『公開の事実に記載の発表により公開された発明は、甲によって発明されたものであり、平成×年×月×日に当該発明に係る特許を受ける権利は甲から乙に譲渡され、公開時の平成○年○月○日において、乙は当該発明についての特許を受ける権利を保有していた。』

平成△年△月△日に当該発明に係る特許を受ける権利は、乙から丙に譲渡され、その後平成●年●月●日に丙が特許出願を行った。』

3.3.2 特許を受ける権利を有する者と公開者との関係について (⑥) の記載要領

「Q&A集」
関連項目
[Q3.3.2 各項](#)

[各記載例](#)も参照

公開時の権利者が自ら公開した場合以外にも、公開時の権利者と公開者との間に公開の依頼等の関係が存在する場合には、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けられます。

したがって、公開時の権利者と公開者が一致していない場合には、⑥として両者が一致していない事情を事実即して記載してください。(以下の例参照)

【例 1】②が自ら公開しているケース

『特許を受ける権利を有する者である甲が自ら、「・・・」について公開の事実に記載のとおり公開を行った。』

※なお、このケースについては⑥の記載を省略することができます。

【例 2】②からの依頼により④が公開したケース

『甲(公開時の特許を受ける権利を有する者)は乙(公開者)に対して、「(発明のタイトル等)」についての公開を行うことを依頼し、乙は当該依頼を受けたことに基づいて公開を行った。』

【例 3】②の中から④が代表者として公開したケース

『甲(特許を受ける権利を有する者かつ公開者)は、公開時の特許を受ける権利を有する者である甲、乙及び丙の三者を代表して公開を行った。』

【例 4】発明時の単なる実験補助者であって①ではない者が④の中に含まれているケース

『甲(実験補助者)は、当該公開された発明については特許を受ける権利を有する者ではなく、単に実験補助者の立場で公開者の中に名を連ねただけである。』

4. その他の留意事項

4.1 「証明する書面」が外国語で書かれている場合

特許出願の日から 30 日以内に、「証明する書面」に翻訳文を添付して提出してください（特許法施行規則第 2 条第 2 項）。

なお、書面 B が外国語で書かれている場合には、上記 [3.2.1] から [3.2.5] に記載した証明されるべき事項として必要な部分のみの翻訳で十分です。

「Q & A 集」
関連項目
[Q4.1 各項](#)
[Q3.1-c](#)

4.2 発明が意に反して第 29 条第 1 項各号に該当するに至った場合（第 30 条第 2 項）

特許を受ける権利を有する者の意思に反して当該発明が第 29 条第 1 項各号に該当する発明に至った、すなわち新規性を喪失した場合には、第 30 条第 2 項の規定の適用を受けることができます。

新規性を喪失したという事実を特許出願人が知らない場合が多いと考えられることから、特許出願の際の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面及び特許出願から 30 日以内の「証明する書面」の提出の必要はありません。ただし、新規性を喪失した日から 6 月を超えて特許出願した場合には当該規定の適用を受けることはできなくなります。

意に反して新規性を喪失したことの証明は、審査官からの拒絶理由通知への応答時に提出することが可能です。

「意に反して」の例としては、特許を受ける権利を有する者と新規性を喪失させた者との間に秘密保持に関する契約があったにもかかわらず公表されてしまったケース、また、脅迫又はスパイ行為等によって公表されてしまったケースが挙げられます。

なお、特許を受ける権利を有する者が複数である場合、そのうちの一人が独断で公開したとしても、それは特許を受ける権利を有する者の意に反したものと認められません。

「Q & A 集」
関連項目
[Q4.2 各項](#)

4.3 優先権主張を伴う出願の場合

(1) 国内優先権主張出願の場合

第 4 項に規定された第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面については、先の出願時に提出していても、国内優先権主張を伴う後の出願を行う際に、あらためて提出する必要があります（当該書面の提出については、[2.2] 参照）。一方、同項に規定された「証明する書面」については、先の出願に提出されていて内容に変更がないものについては、後の出願時にその旨を願書に表示して、提出を省略することができます（特許法施行規則第 31 条第 1 項、様式第 26 [備考] 35）。

(2) パリ条約による優先権主張出願の場合

第一国の出願前に第 1 項又は第 3 項に規定される公開により新規性を喪失していたときは、当該新規性喪失の日から 6 月以内に日本に出願をし、所定の手続を行うことにより新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。

「Q & A 集」
関連項目
[Q4.3 各項](#)
[Q3.2.2-f](#)
[Q3.2.2-l](#)

4.4 分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願の場合

原出願の出願時に第 4 項の規定に基づき提出された第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受

けようとする旨を記載した書面及び原出願に同項の規定に基づき提出された「証明する書面」については、分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願についても、その出願時に提出されたものとみなされます（第44条第4項、第46条第5項、第46条の2第5項）。すなわち、原出願において第4項に規定される所定の手続を行えば、分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願を行う際には、再度の手続は不要です。

ただし、分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願については、原出願が発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けていない、或いは受けられない場合には、当該分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願の現実の出願日が、発明が新規性を喪失した日から6月以内であるか否かにかかわらず、当該規定の適用を受けることはできません。

4.5 特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の場合

特許協力条約に基づく国際出願について、わが国において第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする場合は、特定の公開による発明の新規性喪失の日から6月以内に国際出願をする必要があります。また、国内処理基準時（※）の属する日後30日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面（国際段階において「不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て」（PCT規則4.17(v)、26の3.1）が指定国としての日本国を対象としてなされている場合には省略できます）及び「証明する書面」を提出してください（第184条の14、特許法施行規則第38条の6の4、第27条の3の2）。

（※）国内書面提出期間が満了する時（国内書面提出期間内に申出人が出願審査の請求をするときは、その請求の時）

4.6 実用新案登録出願における考案の新規性喪失の例外

実用新案登録出願における考案の新規性喪失の例外の適用に関しては、特許出願の場合に準じます（実用新案法第11条第1項）。

4.7 第4項に規定された「証明する書面」の考え方

「証明する書面」は、先の[3.2]～[3.3.2]に示した書面A及び書面Bの例に基づいて作成することが手続上の簡便性と明確性の点で望ましく、適正に書面A及び書面Bが提出されていれば、証明事項について一定の証明力があると認められます。

ただし、第4項において「証明する書面」については、その内容、形式いずれも法定されておきませんので、上記書面の例以外であっても、一定の証明力を有する範囲内で種々の内容、形式の証明書を提出することができます。

「Q&A集」
関連項目
[Q4.5各項](#)

「Q&A集」
関連項目
[Q4.7各項](#)
[Q1-e](#)
[Q1-f](#)
[Q2.3-a](#)
[Q3.1-d](#)

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①刊行物名、巻数、号数
- ②発行日
- ③発行所
- ④該当ページ
- ⑤公開者名
- ⑥発明の内容（公開された発明のタイトル）

添付の書面：・・・

※書面Bとして何を提出したかを記載してください

2. 特許を受ける権利の承継の事実

- ①公開された発明の発明者（住所／居所）
- ②公開時の特許を受ける権利を有する者（住所／居所）
- ③特許出願人（住所／居所）
- ④公開者（住所／居所）

- ⑤特許を受ける権利の承継について

※事実に即して記載してください

- ⑥特許を受ける権利を有する者と公開者との関係について

※事実に即して記載してください

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

平成〇年〇月〇日
出願人（全員） 印

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 試験日 平成18年6月15日
- ② 試験場所 日本特実研究所
- ③ 試験者 特許 太郎
- ④ 試験内容 新規合成ゴムを原料に用いたタイヤ性能比較試験

添付の書面：特実タイヤ株式会社 特実次郎（立会人）による証明書

書面Bとして添付する①～④の事項が示された資料を記載します。

2. 特許を受ける権利の承継の事実

- ① 公開された発明の発明者
特許 太郎 （神奈川県〇〇市・・・）
- ② 公開時の特許を受ける権利を有する者
特許 太郎
- ③ 特許出願人（願書に記載された者）
特許 太郎
- ④ 公開者
特許 太郎
- ⑤ 特許を受ける権利の承継について

⑤については、①から③までが完全に一致しているので記載を省略することができます。

公開の事実に記載の発表により公開された発明は、特許太郎によって発明されたものであり、その後公開時の平成18年6月15日を経て、特許出願時の平成18年10月1日に至るまで、特許を受ける権利は特許太郎が保有していた。

⑥ 特許を受ける権利を有する者と公開者との関係について

特許を受ける権利を有する者である特許太郎自ら、新規合成ゴムを原料に用いたタイヤ性能比較試験について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成18年10月18日

特許 太郎 印

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 刊行物名 平成18年 ポリマーリサイクル学会全国大会
講演予稿集
- ② 発行日 平成18年4月30日
- ③ 発行所 社団法人ポリマーリサイクル学会 予稿集編集委員会
- ④ 該当ページ 第294ページ
- ⑤ 公開者 特許 花子
- ⑥ 公開のタイトル 「生分解性ポリマーのシャンプーボトルへの応用の可能性」

添付の書面: 「平成18年 ポリマーリサイクル学会全国大会 講演予稿集」の奥付と表紙、及び「生分解性ポリマーのシャンプーボトルへの応用について」の講演予稿掲載ページのコピー

書面Bとして添付する①～⑥の事項が示された資料を記載します。

2. 特許を受ける権利の承継の事実

- ① 公開された発明の発明者 特許 花子 (住所: 神奈川県〇〇市・・・)
- ② 公開時の特許を受ける権利を有する者 特許 花子
- ③ 特許出願人 (願書に記載された者) 特許 花子
- ④ 公開者 特許 花子
- ⑤ 特許を受ける権利の承継について

⑤については、①から③までが完全に一致しているので記載を省略することができます。

公開の事実に記載の発表により公開された発明は、特許花子によって発明された

ものであり、その後公開時の平成18年4月30日を経て、特許出願時の平成18年9月1日に至るまで、特許を受ける権利は特許花子が保有していた。

⑥ 特許を受ける権利を有する者と公開者との関係について

特許を受ける権利を有する者である特許花子自ら、「生分解性ポリマーのシャンプーボトルへの応用の可能性」について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

⑥については、②と④が完全に一致しているため記載を省略することができます。

平成18年9月3日

特許 花子 ⑥

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 刊行物名 「実践 遺伝子工学」 第56巻 第9号
- ② 発行日 平成18年5月25日
- ③ 発行所 株式会社特許出版
- ④ 該当ページ 第193～196ページ
- ⑤ 公開者 特許 一郎、経済 花子
- ⑥ 公開のタイトル 「肝臓癌モデルマウスを用いたビタミンCの機能探索」

添付の書面：「実践 遺伝子工学」第56巻、第9号の表紙と奥付のコピー、及び第193ページのコピー

書面Bとして添付する①～⑥の事項が示された資料を記載します。

2. 特許を受ける権利の承継の事実

- ① 公開された発明の発明者
特許 一郎 (住所：神奈川県〇〇市・・・)
- ② 公開時の特許を受ける権利を有する者
特許 一郎
- ③ 特許出願人 (願書に記載された者)
国立大学法人 特許大学
(東京都千代田区・・・)
- ④ 公開者
特許 一郎
経済 花子 (住所：神奈川県〇〇市・・・)
- ⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の発表により公開された発明は、特許一郎によって発明されたものであり、公開時の平成18年5月25日において、特許一郎は特許を受ける権利を保有していた。

平成18年6月15日に当該発明に係る特許を受ける権利は、特許一郎から国立大学法人特許大学に譲渡され、その後、平成18年9月30日に国立大学法人特許大学が特許出願を行った。

⑥ 特許を受ける権利を有する者と公開者との関係について

特許を受ける権利を有する者である特許一郎自ら、「肝臓癌モデルマウスを用いたビタミンCの機能探索」について公開の事実に記載のとおり公開を行った。

また、経済花子は、当該公開された発明については特許を受ける権利を有する者ではなく、単に実験補助者の立場で公開者の中に名を連ねただけである。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成18年10月1日

国立大学法人 特許大学学長
特許 次郎 ⑩

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 刊行物名 日本特実新聞 平成18年2月20日付夕刊
- ② 発行日 平成18年2月20日
- ③ 発行所 日本特実新聞社
- ④ 該当ページ 第12面
- ⑤ 公開者 特許 一郎
- ⑥ 公開のタイトル 「高脂血症にかかわる制御遺伝子を発見」

特許を受ける権利を有する者が新聞者の記者に説明して新聞に掲載するよう依頼した場合（自ら記事を書いていない場合）は、通常は公開者として新聞社を記載します。

添付の書面：日本特実新聞（平成18年2月20日付夕刊）第12面の発明掲載記事及び日付が記載された部分のコピー

書面Bとして添付する①～⑥の事項が示された資料を記載します。

2. 特許を受ける権利の承継の事実

- ① 公開された発明の発明者
特許 一郎 （住所：神奈川県〇〇市・・・）
- ② 公開時の特許を受ける権利を有する者
特許 一郎
- ③ 特許出願人（願書に記載された者）
国立大学法人 特許大学
（東京都千代田区・・・）
特許製薬株式会社
（埼玉県〇〇市・・・）
- ④ 公開者
特許 一郎
- ⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の発表により公開された発明は、特許一郎によって発明されたものであり、公開時の平成18年2月20日において、特許一郎は特許を受ける権利を保有していた。

平成18年3月1日に当該発明に係る特許を受ける権利は、特許一郎から国立大学法人 特許大学及び特許製薬株式会社に譲渡され、その後、平成18年8月20日に国立大学法人 特許大学及び特許製薬株式会社が特許出願を行った。

⑥ 特許を受ける権利を有する者と公開者との関係について

特許を受ける権利を有する者である特許一郎自ら、「高脂血症にかかわる制御遺伝子を発見」について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

特許を受ける権利を有する者が新聞者の記者に説明して新聞に掲載するよう依頼した場合（自ら記事を書いていない場合）は、[記載例7](#)を参考にしてください。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成18年8月25日

国立大学法人 特許大学学長
特許 次郎 ㊞

特許製薬株式会社 代表取締役社長
実用 三郎 ㊞

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① ホームページのアドレス
http://www.tokkyokagu.co.jp
http://www.tokkyokagu.co.jp/news/index.html
http://www.tokkyokagu.co.jp/newchair/index.html
- ② 掲載日 平成18年3月20日
- ③ 公開者 特許家具株式会社
- ④ 公開のタイトル 「腰痛軽減のための椅子 新製品発表！」

添付の書面：特許家具株式会社のホームページのトップページ、同ホームページの新着情報ページ及び同ホームページの新製品の椅子を紹介するページのプリントアウト、公開した情報に関して掲載・保全等に権限又は責任を有する者による証明書

書面Bとして添付する資料等を記載します。
①～④の事項が示された資料に加え、資料に記載されている日に発明が公開されていたか否かについて疑義が生じないように、権限を有する者等による証明書を添付します。

2. 特許を受ける権利の承継の事実

- ① 公開された発明の発明者
特許 一郎 （住所：神奈川県〇〇市・・・）
- ② 公開時の特許を受ける権利を有する者
特許家具株式会社 （東京都千代田区・・・）
- ③ 特許出願人（願書に記載された者）
特許家具株式会社
- ④ 公開者
特許家具株式会社
- ⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の発表により公開された発明は、特許一郎によって発明されたものであり、平成18年3月15日に当該発明に係る特許を受ける権利は特許一郎から特許家具株式会社に譲渡された。公開時の平成18年3月20日において、特許家具株式会社は当該発明についての特許を受ける権利を保有していた。

その後、平成18年9月17日に特許家具株式会社は特許出願を行った。

⑥ 特許を受ける権利を有する者と公開者との関係について

特許を受ける権利を有する者である特許家具株式会社自ら、腰痛軽減のための椅子について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

平成18年9月30日

特許家具株式会社 代表取締役社長
特許 花子 ⑥

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① ホームページのアドレス
http://www.irs.ac.jp/yokoushu/forum/p060721-02.pdf
- ② 掲載日 平成18年3月15日
- ③ 公開者 特許太郎、経済花子、知財次郎
- ④ 公開のタイトル 日本情報記録学会 平成18年度全国大会 講演予稿集
「二重構造を有する記録媒体の記憶容量に関する研究」

添付の書面：日本情報記録学会の到着情報が掲載されたページ及び日本情報記録学会平成18年度全国大会の予稿集が掲載されたページのプリントアウト

書面Bとして添付する①～④の事項が示された資料を記載します。
資料に記載されている日に発明が公開されていたか否かについて疑義が極めて低いと考えられるホームページであれば、[記載例5](#)のような証明書の添付は不要です。

2. 特許を受ける権利の承継の事実

- ① 公開された発明の発明者
特許 太郎 (住所：神奈川県〇〇市・・・)
経済 花子 (住所：神奈川県△△市・・・)
- ② 公開時の特許を受ける権利を有する者
特許 太郎
経済 花子
- ③ 特許出願人 (願書に記載された者)
国立大学法人 実用大学
(東京都千代田区・・・)
- ④ 公開者
特許 太郎
経済 花子
知財 次郎 (住所：東京都大田区・・・)
- ⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の発表により公開された発明は、特許太郎及び経済花子によって発明されたものであり、公開時の平成18年3月15日において、特許太郎及び経済花子は当該発明についての特許を受ける権利を保有していた。

平成18年4月30日に当該発明に係る特許を受ける権利は、特許太郎及び経済花子から国立大学法人実用大学に譲渡され、その後平成18年9月1日に国立大学法人実用大学は特許出願を行った。

⑥ 特許を受ける権利を有する者と公開者との関係について

特許を受ける権利を有する者である特許太郎及び経済花子自ら、「二重構造を有する記録媒体の記憶容量に関する研究」について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

また、知財次郎は、当該公開された発明については特許を受ける権利を有する者ではなく、単に実験補助者の立場で公開者の中に名を連ねただけである。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成18年9月1日

国立大学法人 実用大学学長
実用 三郎 印

ものであり、国立大学法人特許大学との間にかわした予約承継の契約に基づいて、発明の直後にその発明の特許を受ける権利が国立大学法人特許大学に譲渡された。

平成18年4月1日に当該発明に係る特許を受ける権利は、国立大学法人特許大学から特許電気産業株式会社に譲渡され、その後、平成18年8月31日に特許電気産業株式会社が特許出願を行った。

⑥ 特許を受ける権利を有する者と公開者との関係について

国立大学法人特許大学は、特許太郎及び特許一郎に対して「平成18年 電気・通信学会 全国大会」にて発明を公開するよう依頼し、当該依頼に基づいて平成18年3月2日に、特許太郎及び特許一郎は「高効率低圧電流直流電源の開発」について公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成18年9月1日

特許電気産業株式会社 ⑩

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 博覧会名 平成18年 建築アイデア総合展
- ② 主催者名 実用建設株式会社
- ③ 公開日 平成18年4月25日
- ④ 公開場所 日本特実展示場 (東京都△△区・・・)
- ⑤ 出品者 特許 一郎
- ⑥ 出品内容 「耐震改修用装置」

添付の書面：建築アイデア総合展パンフレットのコピーと実用建設株式会社（主催者）による出品証明書

書面Bとして添付する①～⑥の事項が示された資料を記載します。

2. 特許を受ける権利の承継の事実

- ① 公開された発明の発明者
 - 特許 一郎 (神奈川県〇〇市・・・)
 - 実用 次郎 (東京都〇〇市・・・)
- ② 公開時の特許を受ける権利を有する者
 - 特許 一郎
 - 実用 次郎
- ③ 特許出願人 (願書に記載された者)
 - 特許 一郎
 - 実用 次郎
- ④ 公開者
 - 特許 一郎

⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の発表により公開された発明は、特許一郎及び実用次郎によって発明されたものであり、その後公開時の平成18年4月25日を経て、特許出願

時の平成18年10月1日に至るまで、特許を受ける権利は特許一郎及び実用次郎が保有していた。

⑥ 特許を受ける権利を有する者と公開者との関係について

特許一郎は、公開時の特許を受ける権利を有する者である特許一郎及び実用次郎を代表して公開を行った。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成18年10月1日

特許一郎 ⑩

実用次郎 ⑩